

南砺市農業委員会第 28 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 4 年 10 月 5 日
- 2.開会時刻 令和 4 年 11 月 2 日 午後 1 時 55 分
- 3.閉会時刻 令和 4 年 11 月 2 日 午後 3 時 00 分
- 4.場 所 福光庁舎別館 大ホール
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 17 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	欠	13	山本 弘	欠
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	欠
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 133 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 134 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 135 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 136 号 農地の非農地証明願いについて

第 3 協議第 21 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第 4 報告第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長 | 定刻より前ではありますが、出席予定の方は全員お揃いになりましたので始めたいと思います。

だんだん寒くなりましてストーブを出さないといけない時期になってきました。作物のほうも作況指数が全国は 100 ほどで平年並みということでありまして、富山県も 100 だったかなと思っておりますけども平年並みということでございます。この結果を受けましてこのあと来年度の生産調整の方を計算していくわけでございますけども、やはり 100 ということでありまして来年も少し生産を減らさないといけないのではないかなと思っております。価格も昨年よりはあがっているということで、相対価格も昨年より千円ほどあがっていますけども、平成 30 年頃に比べるとまだ低いということで、農家さんの手取りは厳しいものとなっていると考えております。市としましても肥料の価格が高騰しているということで、このあと国・県・市の事業を合わせて支援していくことを決めておりますので年明けくらいから申請等農協さんとか水田協を通して実施していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 17 名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いいたします。

会長

皆様本日は本当にお忙しい中ご出席いただきましてありが

とうございます。昨日この場で市政功労者の表彰式がありまして、出席させていただきました。また、今度の16日に農業委員大会が行われるということでバスが出ますが、私は準備がありますのでひとあし先に会場に行くということで皆さんとご一緒できないことをおことわりさせていただきます。

議長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は15番委員、1番委員の2名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第133号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第133号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回11件の申請がありました。

面積は 田 11,829㎡ 畑 3,124㎡ 計 14,953㎡です。
受付番号1番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは現在市外にお住まいで、実家が空き家となっており、8/4の総会で空き家に付随した農地として審議いただいた案件です。譲受人〇〇〇〇さんはお母さんと一緒に南砺市に来られて、畑をされたいということです。ただ譲渡人は田んぼが残るため、今後も管理耕作のために南砺市に来られることになるということで、納屋には今ある機械をそのまま置かせてもらい、畑用のものはそのまま譲受人が利用するという事になっているということだそうです。譲渡人はもともと彫刻をやっていらっしゃる方ということで、今回取得される空き家には彫刻の作業場があるそうで、譲受人は田んぼのために今後も南砺市に来られるので、譲渡人に彫刻のことも教わりたいという思いもお持ちということだそうです。

受付番号2番です。

譲渡人は〇〇〇さんで、譲受人は〇〇〇〇さんです。譲受人は現在お母さんの出身地であります〇〇にお住まいですが申請地はもともとお父さんの出身地で、本人も申請地の元住人ということもありまして申請地の集落の方とは顔なじみでありますので耕作することに問題は生じないものと思われま

す。

受付番号3番から6番です。

譲渡人は〇〇〇〇さんで県外におられて耕作できないため、集落の4人の方に譲り渡すものです。

受付番号7番と8番です。

こちらは〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんでお互いの耕作の効率を高めるために農地の交換をされる案件です。面積に差がありますが田と畑ということで、この面積で概ね同じくらいの価格になるとのことでした。

受付番号9番です。

譲渡人は〇〇〇〇さんで、譲受人は〇〇〇〇さんです。相続後のH30年1月からずっと地域の担い手であります譲受人に耕作してもらっていましたが、12月末で利用権の期限が切れるため、この機会に耕作者に譲り渡すことになったものです。

受付番号10番と11番です。

8/4の総会で報告いたしましたあっせんの案件です。このたび譲受人が決まりましたので、申請書が提出されたものです。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第133号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 134 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請があり、すべて田で 1,693 m²です。

駐車場敷地	2 件	田	2 筆	166 m ²
資材置場及び駐車場	1 件	田	1 筆	1,527 m ²
計	3 件		3 筆	1,693 m ²

受付番号 1 番です。

R4.6 月除外受付の案件です。譲受人〇〇〇〇は現在茶道裏千家の準教授として定期的に茶道教室を開いています。既存敷地内には生徒の駐車場がない状態で、狭い前面道路に駐車すると危ないということで H10 より既に駐車場として利用していたということで無断転用の是正案件です。教室には 5～10 人ほど通っていて、同時に教えるのは最大 2 人なので 2 台分の駐車場が必要と考え、茶道教室を行っている居宅に隣接する申請地で計画したものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 2 番です。

R4.6 月除外受付の案件です。譲受人である有限会社〇〇〇〇さんは塗装工事業を営んでおり、現在資材置場として利用している〇〇〇〇番と〇〇〇〇番の返還を求められているためその代替地が必要になったということです。申請地なら別の既存敷地と隣接しており一体的に利用できるため利便性が格段に高くなるということで選定されたものです。返還予定地は許可が出て造成した時点で返還するとのことです。右斜め上にある〇〇〇〇番を同じく資材置場にするとということで R2.11.30 に許可をもらっていますが、こちらはゴールデンウィークあけには造成も終わった状態になっており完了報告も提出されたため、今回の申請の受付は可能となります。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しました。受付番号 3 番です。

R4.8.4 総会でご審議いただきました転用申請の案件を調査する中で判明した無断転用の案件です。H2.8 月に〇〇番 1 に新社屋建設を検討していましたが、来客用並びに社員用駐車場の確保が難しく隣地の空き家の後ろの土地が空いていたので、そこを駐車場として利用してきました。その中の一部で

ある申請地が農地であることに気づかずにずっと今日まで利用していたもので、今回是正申請が提出されたものです。

農地区分は1種農地、許可基準は既存地拡張と判断しました。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第135号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第135号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は10月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、45件・92筆の申請がありました。面積は、田110,523㎡ 畑9,731㎡ 計120,254㎡です。

3番は仲間田になっていまして、今回あわせて農事組合法人さんに預けることになったということです。15番も仲間田になっておりまして、合わせて〇〇さんへ預けることになったものでございます。17番と18番は設定する人が同じでそれぞれ別の方に預けるものです。17番は法人さんへ、18番は仲間田になっているのでそちらへ合わせて設定することになったそうです。23番～25番はそれぞれ仲間田になっているのであわせて農事組合法人さんに預けるそうです。27～29番は同じ担い手に譲り渡すのですが、27番と28番はぶどうを栽培して

いるのでワインをつくられて、29 番ではハウスを建てられて生食用のぶどうを栽培すると聞いております。

40 番以降は農地中間管理機構を通して担い手に配分する案件です。40 番と 41 番は相続をされたということで、近隣一帯を耕作されている法人さんに預ける予定です。

流動化率は前回より微増の 56.96%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 135 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 136 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 136 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 3 地域で申請がありました。
個別案件が 2 件と森林組合の森林整備関連事業に伴うもののあわせて 3 件で 田 6,481.82 m² 畑 10,125.69 m² 計 16,607.51 m²の申出がありました。

個別案件 1 番です。

〇〇地域です。所有者は高齢でこの方の息子さんは亡くなっておられるので、その奥さんがこの数か月間頑張られました 10 筆をだいぶん網羅されまして、所在を明らかにしていただきました。それを基に 10/12 に担当農業委員さんと一緒に現地確認に行ってきました。写真を見ていただくと分かるように木が生えていたり草が生い茂っていたりという感じにな

っています。担当農業さんのご意見等を伺いたいと思います。

〇〇委員 10/12 に事務局と一緒に現地の確認に行ってきました。場所は〇〇川の上流でありまして、昔は耕作していたということなのでしょうが、写真を見てもお分かりいただけるようにほとんど山林でございます。全く作付けできるというところは見当たりませんでした。

事務局 ありがとうございます。

事務局 個別案件 2 番です。
〇〇地域です。所有者は施設に入っておられまして、実際はおいが耕作しておられました。写真を見ていただきますと右側に大きな谷筋があるのですが、20 年の災害で今は畑の形も何もない状態であります。10/17 に〇〇委員さんと現地を確認してきたのですが、本日はご欠席ということで、一応一緒に確認してきたことをご報告いたします。写真を見ていただきますと紛れもなく手の施しようがない状態なのが見てとれるかと思えます。実際はもっとたくさんの筆の申出があつて見てきたのですが、現地を見て非農地と判断できるのはこの 7 筆と判断したということでございます。

森林組合の案件です。

昨年度もあつた森林組合さんから林ということで非農地ですぬというふうに申出があつたものです。〇〇地域と〇地域の 2 地域あります。地図情報がなかったり、森林組合さんの公図がどこに位置するのか分かりにくい部分が半分くらいあつたりしまして、森林組合さんと 2~3 回やりとりしてようやく今回の資料まで辿り着けたという形でございます。

議長 ありがとうございます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 136 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとい
たします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 21 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除
外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 21 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号 1 番です。

願出者は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。非常に規模が
大きいもので数か月前からお話をいただきましたがいろん
な関係各所と調整し話がまとまったということでようやく今
回の申出となりました。田 2 筆 5,520 m²を譲受人である社会
福祉法人〇〇〇〇の障がい者支援施設にするものです。実際
にずっと施設は運営しており入所の方がいらっしゃいますの
で、どこか違うところに仮設を建てて、今の場所に新しいの
を建てて、完成したら仮設を壊すというやり方ができないた
め、隣に作られまして完成したら今の施設を壊されまして、
その後はマスタープランにより次の段階に進まれると聞いて
おります。非常に面積が大きいので、また県の現地調査
も行われることとなりますし、県の常設審議会にも諮られる
こととなります。

除外の受付番号 2 番と 3 番です。

願出者はどちらも〇〇〇〇さんです。実家に娘さん夫婦も
一緒にお住まいなのですが、道路を挟んだところに車庫が 5
台分ほどありまして、かつては農機具格納庫で申請されてい
たのですが、営農組合にかわられたということで、現在は農
機具は入っていない状態であります。今回お父さんが亡くな
られて相続が発生したことによりこの部分が現況宅地であり
ながら農地のままだったことが判明しまして、また、実家の

無断転用も判明したため今回あわせて是正するものです。

除外の受付番号 4 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで願出地 畑 1 筆 155 m²を譲受人〇〇〇〇〇さんの車庫・倉庫にするというものです。宮司の〇〇さんの畑が横にあるのですが、もともとお持ちになっている除雪機械を車庫に収めたいということ、それと境内の管理用に軽トラを購入して樹木の管理をされたいということで 1 階が車庫で 2 階が倉庫というものを建てたいということがあります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
協議第 21 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 60 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 9 件の届出がありました。
面積はすべて田で 8,615 m²です。
受付番号 1 番は、耕作できなくなったということで合意解約したものです。次に耕作してもらう人を現在探しているところということです。

受付番号 2 番は、誤って利用権設定してしまっていたということで今回解約するものです。

受付番号3番は、3条申請するために合意解約したものです。
受付番号4～5番は、中間管理機構を通して耕作者も変更するために合意解約するものです。

受付番号6～7番は、今回まだ利用権設定は出ていませんが、耕作者変更するために合意解約したものです。

受付番号8～9番は、中間管理機構を通して耕作者も変更するために合意解約するものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 その他について事務局からお願いいたします。

- ・ 11/16 富山県農業委員会大会について（出欠本日締切）
○○委員さんが表彰を受けられることを報告
- ・ 農業委員の手引き配布
- ・ 農業者年金制度の仕組み配布
- ・ 全国農業新聞の配布（掲載記事あり）
- ・ 12/1 農業者会との合同研修会開催案内（出欠 11/18 締切）
- ・ 視察研修について

議長 全体を通じて何かご質問・ご意見等ありますか。

(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和4年12月5日（月）午後4時から、場所は福光庁舎3階大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時00分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長